

障害福祉サービス等を実施する事業所の所在地・建物等の関係法令適合確認事項

障害福祉サービス等を実施する事業所の所在地・建物等について、下記のとおり、関係法令適合の確認等をお願いします。指定申請時に、協議内容を明記した記録（様式：【[建築・消防](#)】[関係部署との法令適合確認書](#)）の提出を求めています。指定申請時にすべての確認が終了していない場合でも、指定予定日までには確認を終え、記録の提出が必要です。

1 事業所の所在地の用途地域の確認・用途の制限の有無に関すること

用途地域内においては、住環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築物の用途について、制限があります。

用途地域に関しては、都市総務課のホームページをご確認ください。

https://www.city.akashi.lg.jp/tosei/tokei_ka/machizukuri/toshi/toshi/toshikeikaku/chiikichiku.html

2 市街化調整区域での許可に関すること

市街化調整区域で、障害福祉サービス等を実施する場合、許可が必要となります。一般的な障害福祉サービス等を実施する際は、市街化調整区域以外でご検討ください。

許可に関しては、開発審査課のホームページをご確認ください。

https://www.city.akashi.lg.jp/tosei/kai_shinsa_ka/index.html

3 消防基準に関すること

障害福祉サービス等を実施する場合、消防局への届出等が必要となる場合があります。届出等に関しては、消防局のホームページをご確認ください。

https://www.city.akashi.lg.jp/shoubou/sho_yobou_ka/bouka/index.html

また、「消防法令違反に関する情報」に掲載されている「事業やお店を始められる方へ届出の流れ」を事前にご覧ください。なお、消防検査等により、時間を要することがありますので、消防局への確認をお早めをお願いします。

https://www.city.akashi.lg.jp/shoubou/sho_yobou_ka/bouka/hourei_ihan.html

4 建築基準に関すること

福祉施設等の特殊建築物へ用途を変更する場合、建築士等へ建築基準法に適合しているかの確認が必要です。詳細は、「福祉施設等の特殊建築物に用途変更する際の留意事項について」をご確認ください。掲載チラシ等も含めてご覧ください。

https://www.city.akashi.lg.jp/tosei/ken_anzen_ka/hukushishisetuyoutohennkou.html

5 その他関係法令に関すること

実施する事業により、その他関係法令の遵守が必要となります。事前に各担当部署にお問い合わせください。